

●香川県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
丸亀市土器町東5丁目	内間 (A) (I-345)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	内間 (D) (I-845)	〃	〃

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
丸亀市土器町東5丁目	内間 (A) (I-345)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	内間 (D) (I-845)	〃	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県中讃土木事務所及び丸亀市建設水道部建設課に備え置いて縦覧に供する。）